

小山市地産地消及び食育の推進に関する条例の概念図

【第1章】

目的

理念、市・生産者・消費者・事業者・教育関係者等の役割を明確に
地産地消に関する運動の推進、食育推進等の施策に関する基本事項を定め

健康的で豊かな地域社会の形成に資する

基本理念

- 1 関係者の連携・情報の共有化により信頼関係の構築
- 2 安全な市内農畜産物等の供給体制の構築
- 3 農業・農村の活性化、都市との共存、生産者及び後継者育成の助長
- 4 食に関する判断力の育成、生涯にわたる健康的な食生活の維持向上
- 5 地域性を活かした食文化の創生、伝統的な食文化の維持・継承
- 6 生産者等の意見・評価の施策への反映、自発的な取り組みの促進

地産地消・食育に対する役割

市の役割

基本理念に基づき生産者等と連携して施策を実施する

生産者の役割

農畜産物の安全性確保
消費者需要を把握、情報提供
市の施策への協力

消費者の役割

地産地消・食育への取り組みを理解し、市内農畜産物を優先的に使用
健全な食生活の維持・向上
市の施策への協力

事業者の役割

生産者等との協力、安全な食の供給、情報発信
市の施策への協力

教育関係者等の役割

食育の重要性を認識する
教育分野における積極的な推進
市の施策への協力

【第2～5章】

第2章

地産地消等推進のための活動

- * 地産地消等に関する啓発活動及び情報提供
- * 生産者等の情報の共有等
- * 市の施設における市内農畜産物等の優先使用

第3章

安全で安心な農畜産物等の供給等

- * 安全で安心な農畜産物等の供給
- * 多様な需要に即した農畜産物等の供給等
- * 市内農畜産物等のブランド化及び6次産業化
- * 生産履歴の記録等

第4章

都市住民と農村との交流等

第5章

食育及び食文化の継承等の推進等

【第6章】

推進計画

「地産地消・食育推進計画」の策定 **総合的、計画的に推進**
市は施策の効果、社会情勢の変化等を踏まえ、定期的・総合的な見直しを行う

推進体制

小山市地産地消・食育推進協議会を設置し、施策の円滑な実施に資する